

告示

平成20年3月10日国土交通省告示第283号(5)

昇降機の定期検査報告における検査の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件(5)

別表第五

	(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準		
一 機 械 室	(一)	機械室内の状況	昇降機以外の設備等の状況	目視により確認する。	機械室内に昇降機と関係のない設備等があること又は定期検査若しくは定期点検に支障が生じていること。	
	(二)	制御器	開閉器及び遮断器	作動の状況	手動により遮断操作及び投入操作を行い、電氣的に開閉することを確認する。	電氣的に開閉しないこと。
	(三)	接触器、継電器及び運転制御用基板	作動の状況	昇降機を運転し、作動の状況を確認する。	昇降機が正常に作動しないこと。	
			電動機主回路用接触器の主接点の状況	目視により確認する。	イ 著しい摩耗があること。 ロ 変形があること。	
	(四)	ヒューズ	設置の状況	目視により確認する。	ヒューズの溶断電流が制御器等で指定されたものと異なること。	
	(五)	絶縁	電動機、制御器等の回路の絶縁の状況(一次側と二次側が電氣的に分離され、二次側の一方が接地され、他方にヒューズが設けられており、電圧が直流60V又は交流25V以下である回路を除く。)	絶縁抵抗計等により測定する。	回路の電圧が300Vを超えるものにあつては0.4MΩ、150Vを超え300V以下のものにあつては0.2MΩ、150V以下のものにあつては0.1MΩ以上の絶縁抵抗がないこと。	
	(六)	接地	接地の状況	触診により確認する。	接地線が接地端子に緊結されていないこと。	
	(七)	電動機	音の状況	聴診により確認する。	異常音があること。	
			発熱の状況	触診により確認する。	異常な発熱があること。	
			振動の状況	触診及び聴診により確認する。	異常な振動があること。	
			整流子の状況	無負荷運転し、目視により火花を確認する。	著しい火花があること。	
			ブラシの摩耗の状況	目視により残存長さを確認し又は測定する。	ピグテールの金具から5mm内であること。	
	(八)	ブレーキ	油の付着の状況	目視により確認する。	ドラム又はディスクのパッドのしゅう動面に制動力又は保持力に影響を与えるおそれのある油の付着があること。	
			パッドの厚さの状況	パッドの厚さを測定し、前回の定期検査時又は定期点検時からのパッドの摩耗量を確認する。	イ 次回の定期検査時又は定期点検時までパッドが運行に支障が生ずる厚さとなるおそれがあるため、是正が必要な状態にあること。 ロ パッドの厚さが運行に支障が生ずるおそれがない最小の厚さの1.2倍(電気制動式のものにあつては、1.1倍)以下であつて、重点的に点検が必要な状態にあること。	
パッドとドラム及びディスクとの接触の状況(同心軸上にて回転するパッドにより制動するものを除く。)			目視及び聴診により確認する。	走行中にパッドとドラム又はディスクが接触していること。		
ブレーキ制動時のプランジャーの状況			踏段を保持している状態において目視又は触診により確認する。	プランジャーが他の機器等と干渉していること又はプランジャーの余裕ストロークがないこと。		
ブレーキコイルの発熱の状況			触診により確認する。	ブレーキコイルに異常な発熱があること。		
構成機器の作動の状況			作動の状況を確認する。	作動時に異常音若しくは異常な振動があること又は作動が円滑でないこと。		
停止距離の状況			踏段の無積載上昇時に非常停止ボタンを押し、停止距離を測定する。	平成12年建設省告示第1424号第三号の規定に適合しないこと。		
(九)			減速機	潤滑油の油量の状況	オイルゲージ等を目視により確認する。	油量が適量でないこと。
	潤滑油の劣化の状況	色及び不純物を目視により確認する。		著しい変色又は摩耗粉があること。		
	油漏れの状況	目視により確認する。		オイルシールから著しい油漏れがあること。		
	発熱の状況	触診により確認する。		異常な発熱があること。		
	音の状況	聴診により確認する。		異常音があること。		
	振動の状況	触診及び聴診により確認する。		異常な振動があること。		

	(十)	駆動鎖（駆動鎖を設けたものに限る。）	スプロケットと駆動鎖とのかみ合いの状況	目視及び聴診により確認する。	スプロケットと駆動鎖とのかみ合いに異常があること。
	(十一)	階段反転装置	反転歯車と踏段鎖とのかみ合いの状況（ベルトのものを除く。）	目視及び聴診により確認する。	反転歯車と踏段鎖とのかみ合いに異常があること。
反転装置の作動の状況			目視及び聴診により確認する。	踏段の反転が円滑でないこと。	
踏段鎖の張りの状況（ベルトのものを除く。）			目視により確認する。	従動輪に著しい揺れがあること。	
二昇降口	(一)	ランディングプレート	劣化の状況	目視により確認する。	著しい損傷又は腐食があること。
	(二)	くし板	欠損の状況	目視により確認する。	くし歯が欠損していること。
	(三)	くし板及び踏段のかみ合い	かみ合いの状況	目視により確認する。	くし板と踏段とのかみ合いに異常があること。
	(四)	インレットガード	取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
	(五)	昇降起動スイッチ	作動の状況	作動の状況を確認する。	作動しないこと。
	(六)	警報及び運転休止スイッチ	作動の状況	作動の状況を確認する。	警報音が鳴動しないこと又は運転休止ができないこと。
	(七)	速度	踏段の上昇時及び下降時の速度の状況	無負荷運転時の踏段の速度を瞬間式回転速度計により測定する。	定格速度の110%を超えていること。
三中間部	(一)	ハンドレール駆動装置	スプロケットと駆動鎖とのかみ合いの状況	目視及び聴診により確認する。	スプロケットと駆動鎖とのかみ合いに異常があること。
			ハンドレールの駆動力の状況	踏段の下降中に上部乗り場においてハンドレールを手で水平に引っ張ることにより確認し又はばね秤等を使用しハンドレールが停止する力を測定するとともに、駆動装置の劣化の状況を目視及び聴診により確認する。	イ ハンドレールが150N未満の力により停止すること。 ロ 駆動輪、ローラー若しくはベルトにき裂、摩耗等があること又は異常音があること。
			ハンドレールと踏段の同期の状況	踏段の上昇及び下降中に踏段上でハンドレールをつかみ、踏段とハンドレールの同期を確認する。	令第129条の12第1項第三号（速度が途中で変化するエスカレーターにあっては、特殊告示第二第三号）の規定に適合しないこと。
	(二)	ハンドレール	劣化の状況	目視により確認する。	著しい損傷又は腐食があること。
	(三)	内側板	劣化の状況	目視により確認する。	著しい損傷又は腐食があること。
	(四)	踏段	踏面とライザ一面の劣化の状況	目視により確認する。	著しい損傷又は腐食があること。
			ローラーゴムの劣化の状況	目視により確認する。	著しい損傷又は腐食があること。
	(五)	踏段レール又はローラー	劣化及び振動の状況	目視により確認し、踏段上での振動の有無を確認する。	著しい損傷若しくは腐食があること又は踏段上で異常な振動があること。ただし、ローラーにあっては剥離、損傷、ローラー締結部の緩み等によりベルトの運行に支障が生ずるおそれがあること。
			取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
	(六)	踏段相互のすき間	すき間の状況	上水平部において最も大きい踏段相互のすき間を測定する。	イ 平成12年建設省告示第1417号第一第二号（速度が途中で変化するエスカレーターにあっては、特殊告示第二第三号ハ）の規定に適合しないこと。 ロ 平成12年建設省告示第1417号第一第二号（速度が途中で変化するエスカレーターにあっては、特殊告示第二第三号ハ）に定める基準の0.95倍を超えていること。
	(七)	スカートガード	劣化の状況	目視により確認する。	著しい損傷又は腐食があること。
踏段とスカートガードのすき間			全長にわたり目視により確認し又は測定する。	平成12年建設省告示第1417号第一第一号（速度が途中で変化するエスカレーターにあっては、特殊告示第二第三号ロ）の規定に適合しないこと。	
四安全装置	(一)	インレットスイッチ	設置及び作動の状況	設置及び作動の状況を確認する。	平成12年建設省告示第1424号第二号ホの規定に適合しないこと又は作動しないこと。
	(二)	非常停止ボタン	作動の状況	作動の状況を確認する。	作動しないこと。
	(三)	スカートガードスイッチ	設置及び作動の状況	設置の状況を目視により確認し及びスイッチを作動させ、昇降機が停止すること又はスイッチを作動させた状態で昇降機が起動しないことを確認する。	平成12年建設省告示第1424号第二号ニの規定に適合しないこと又は作動しないこと。
	(四)	踏段鎖安全スイッチ又はベルト安全スイッチ	設置及び作動の状況	設置の状況を目視により確認し及びスイッチを作動させ、昇降機が停止すること又はスイッチを作動させた状態で昇降機が起動しないことを確認する。	平成12年建設省告示第1424号第二号イの規定に適合しないこと又は作動しないこと。

		可動部の状況	目視及び触診により確認する。	イ 可動部の動きが円滑でないこと。 ロ 給油すべき箇所の給油が不十分であること。	
(五)	踏段浮上り検出装置	作動の状況	スイッチを作動させ、昇降機が停止すること又はスイッチを作動させた状態で昇降機が起動しないことを確認する。	昇降機が停止することを確認する場合にあっては昇降機が停止しないこと、昇降機が起動しないことを確認する場合にあっては昇降機が起動すること。	
		可動部の状況	目視及び触診により確認する。	イ 可動部の動きが円滑でないこと。 ロ 給油すべき箇所の給油が不十分であること。	
(六)	駆動鎖切断時停止装置	作動の状況	スイッチを作動させ、昇降機が停止すること又はスイッチを作動させた状態で昇降機が起動しないことを確認する。	昇降機が停止することを確認する場合にあっては昇降機が停止しないこと、昇降機が起動しないことを確認する場合にあっては昇降機が起動すること。	
		可動部の状況	目視及び触診により確認する。	イ 可動部の動きが円滑でないこと。 ロ 給油すべき箇所の給油が不十分であること。	
		設定の状況	駆動鎖切断を検出したときに停止機構が作動する設定がなされていることを確認する。	設定されていないこと。	
(七)	ハンドレール停止検出装置	作動の状況	ハンドレール停止を検出する信号を入力し、作動の状況を確認する。	作動しないこと。	
五 安 全 対 策	(一)	交差部固定保護板	取付けの状況	目視及び触診により確認し又は設置寸法を測定する。	平成12年建設省告示第1417号第一第三号の規定に適合しないこと又は取付けが堅固でないこと。
		破損の状況	目視により確認する。	破損していること。	
	(二)	転落防止柵、進入防止用仕切板及び誘導柵とのすき間	ハンドレールの外縁若しくは先端から周囲500mm以内の範囲を目視により確認し又は測定する。	ハンドレールの外縁と転落防止柵若しくは誘導柵とのすき間が140mm未満であること又は200mmを超えていること。	
			外側板及び建物壁と進入防止用仕切板とのすき間	外側板又は建物壁と進入防止用仕切板とのすき間が100mmを超えていること。	
		ハンドレールから仕切板までの距離	ハンドレールの外縁若しくは先端から周囲500mm以内の範囲を目視により確認し又は測定する。	ハンドレールから仕切板までの距離が50mm未満であること又は150mmを超えていること。	
		取付けの状況	ハンドレールの外縁又は先端から周囲500mm以内の範囲を目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。	
		破損の状況	ハンドレールの外縁又は先端から周囲500mm以内の範囲を目視により確認する。	破損していること。	
	(三)	落下物防止網	破損の状況	ハンドレールの外縁あるいは先端から周囲500mm以内の範囲を目視により確認する。	破損していること。
	(四)	踏段上直部の障害物	障害物の状況	目視により確認し又は測定する。	踏段から鉛直距離2,100mm以内に障害物があること。
	(五)	交差部可動警告板	設置の状況	目視により確認し又は測定する。	可動警告板が厚さ3mm未満、前縁の円筒部が直径50mm未満又は円筒部がハンドレールを乗り越えること。
			取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
			破損の状況	目視により確認する。	破損していること。
	(六)	踏段面注意標識	標識の状況	目視により確認する。	標識が鮮明でないこと。
	(七)	登り防止用仕切板	設置の状況	目視により確認し又は測定する。	ハンドレールから仕切板までの距離が50mm未満であること。
取付けの状況			目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。	
破損の状況			目視により確認する。	破損していること。	
(八)	防火区画を形成するシャッター又は戸との連動停止装置(連動停止装置が必要なものに限る。)	設置及び連動停止の作動の状況	設置の状況を目視により確認し並びにシャッター及び戸の閉鎖を検出する信号を入力し、作動の状況を確認する。	平成12年建設省告示第1424号第二号ハの規定に適合しないこと又は作動しないこと。	
六 そ の 他	(一)	車いす搬送用踏段(車いす搬送用踏段が必要なものに限る。)	車いすを搬送する運転の状況	目視により確認する。	踏面が同一水平でないこと又は車止めに異常があること。